

## 市民センターで可能な手続きが増えます

2月1日からマイナンバーカードのロック解除、電子証明書の更新ができるようになります。

**時** 月～金曜 9時～16時45分

※祝日・年末年始を除く ※11時30分から13時30分までを除く

**場** 北部市民センター、東刈谷市民センター、小垣江市民センター

**対** 刈谷市に住民登録がある人



### ◆市民センターで可能になる手続き（要予約）

内容	手続きできる人	持ち物
暗証番号初期化・ ロック解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人</li> <li>法定代理人（本人が18歳未満の人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> <li>法定代理人の本人確認書類</li> <li>代理権の確認書類*（本人が18歳未満で、本籍地が刈谷市の場合または代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合は不要）</li> <li>*戸籍謄本またはその他の資格を証明する書類</li> </ul>
電子証明書更新・ 新規発行	本人	マイナンバーカード ※暗証番号が必要

**申** 手続き日の30日前から2日前（閉庁日を除く）までに、QRまたは電話で市民課へ。

※複数人を予約する場合は、1人ずつ予約が必要

**問** 市民課（☎95-0009）

**ID** ▶暗証番号初期化・ロック解除…1009708 ▶電子証明書更新・新規発行…1002975



## 産前産後期間の国民健康保険税が免除されます

**問** 国保年金課（☎62-1206） **ID** 1017071

国民健康保険被保険者が出産する場合、産前産後期間の4カ月分（2人以上の多胎妊娠の場合は6カ月分）の国民健康保険税（所得割額・均等割額）が免除されます。

**対** 令和5年11月1日以降に出産\*した（出産予定を含む）国民健康保険被保険者

\*妊娠85日以上分娩（死産、流産および人工妊娠中絶の場合も含む）

### ◆対象期間

▶単胎妊娠…出産月（または出産予定月）の前月から4カ月間

▶多胎妊娠…出産月（または出産予定月）の3カ月前から6カ月間

※令和5年度は、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ保険税が減額されます。

### 【例】単胎妊娠の場合

令和5年		減額対象 令和6年				対象期間
11月	12月	1月	2月	3月	4月	
出産		●				1カ月
	出産	●	●			2カ月
		出産●	●	●		3カ月
		●	出産●	●	●	4カ月

●…減額対象月

※産前産後期間相当分の国民健康保険税の所得割額と均等割額が年額から減額されます。

※保険税の賦課限度額（上限額）に達している場合、減額措置を適用しても保険税額が変わらないことがあります。

※保険税が減額された場合、払い過ぎになった保険税は還付されます。ただし、還付できる期間には時効があります。

**受付期間** 出産予定日の6カ月前から

### ◆届け出に必要なもの

・窓口に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

・母子健康手帳などの、出産日または出産予定日、多胎妊娠の場合はその事実が確認できる書類

・出産後の届け出で別世帯の子の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類

※本人または同世帯に属する人以外が手続きする場合は、委任状が必要

※原則届け出が必要ですが、国保年金課で出産の事実を確認できた場合、届け出は不要